

# 勝楽寺 霊屋納骨堂使用規定

- 第一条 勝楽寺霊屋納骨堂は勝楽寺の檀家である者に限り使用できる。
- 第二条 本霊屋納骨堂は勝楽寺住職がこれを管理する。
- 第三条 本霊屋納骨壇を新規に使用するものは、「檀家誓約書」を提出し、住職はこれを総代会に諮り、その承認を得て勝楽寺の檀家とならなければならない。  
但し、既檀家の分家は優先的に加入を認めるものとする。
- 第四条 本霊屋納骨壇使用者が現住所及び祭主を変更した場合は速やかにその旨を住職に通知しなければならない。
- 第五条 本霊屋納骨壇使用者はその使用权を相続権者以外の第三者に譲渡し又転貸してはならない。
- 第六条 本霊屋納骨壇使用者が遺骨を納骨しようとする場合、火葬（埋葬）許可書を提出して住職の認証を得、且つ宗門の規定による法要を営まなければならない。
- 第七条 本霊屋納骨壇使用者が信仰の相違から他の宗派に転じ勝楽寺の檀家たり得なくなった場合及び、他の事由により離壇する場合は、住職の承認を得て直ちにその使用霊屋納骨壇を原状に復し、無条件で寺に返還し、霊屋の位牌及び遺骨は撤去するものとする。
- 第八条 本霊屋納骨壇使用者は、檀徒総会の決議事項並びに総代会の決議事項を遵守するものとする。
- 第九条 本霊屋納骨壇使用者で護持費並びに供養料を三ヶ年以上納めない場合は無縁とみなし、その後二ヶ年を経過しても寺との交渉を断ち檀家としての責任を果たさない時は、総代会に諮り、その霊屋納骨壇の使用を取り消すことがある。
- 第十条 本霊屋納骨壇使用檀家の縁故者が、同一霊屋納骨壇に納骨しようとする場合は、使用者同意及び住職の承認を得なければならない。
- 第十一条 本霊屋納骨壇使用者が絶家となった場合は、住職に於いてその遺骨を合同納骨壇に移し納めることが出来る。  
但し、縁故者が存続を希望する場合は、祭主の変更を住職に申し入れて承認を得、護持費並びに供養料等を納め、且つ檀家としてのつとめを果たさなければならない。
- 第十二条 本霊屋納骨壇の使用については、本規定の外、墓地埋葬等に関する法律並びに福岡市の墓地埋葬等に関する条例規則で定めるところに従う。
- 第十三条 遺骨の一時預かりは原則として行わない。但し、住職に於いて止むを得ない事情を認められた時は、預かり料、香華費を申し受け、一定の期間を限定して預かる。
- 第十四条 本規定以外の懸案又は改訂事項が生じた場合は、総代会に諮り、これを決定する。
- 第十五条 本規定は平成二十二年八月二日より実施する。